

# 区民委員会報告資料

令和6年8月20日

報告事項件名	頁
1 子育てサロン事業運営業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について	2
2 ワーク・ライフ・バランス推進事業の見直しについて	3

(地域のちから推進部)

# 区民委員会報告資料

令和6年8月20日

件名	子育てサロン事業運営業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について										
所管部課名	地域のちから推進部住区推進課										
内容	<p>令和7年に開設する（仮称）子育てサロン北綾瀬の運営事業者について、次のとおり公募型プロポーザルを実施し、運営事業者を選定する。</p> <p><b>1 対象サロン</b> （仮称）子育てサロン北綾瀬（ららテラス北綾瀬4階）</p> <p><b>2 履行期間（予定）</b> 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで ※ 履行状況が良好な場合に限り、4回まで更新可能</p> <p><b>3 選定委員</b> 5名（学識経験者1名、区民2名、区職員2名）</p> <p><b>4 選定スケジュール（予定）</b></p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年 9月下旬</td> <td>第1回選定委員会（応募要領等決定）</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月10日</td> <td>公募（プロポーザル説明書の配付）</td> </tr> <tr> <td>令和6年11月中旬</td> <td>第2回選定委員会（書類審査）</td> </tr> <tr> <td>令和7年 1月中旬</td> <td>第3回選定委員会（プレゼンテーションによる事業者選定）</td> </tr> <tr> <td>令和7年 6月</td> <td>委託業務開始</td> </tr> </table> <p><b>5 周知方法</b> あだち広報10月10日号にて周知するとともに、区ホームページにプロポーザル説明書を掲載する。</p> <p><b>6 今後の方針</b> 令和7年6月から実施できるように、スケジュール管理を行っていく。</p>	令和6年 9月下旬	第1回選定委員会（応募要領等決定）	令和6年10月10日	公募（プロポーザル説明書の配付）	令和6年11月中旬	第2回選定委員会（書類審査）	令和7年 1月中旬	第3回選定委員会（プレゼンテーションによる事業者選定）	令和7年 6月	委託業務開始
令和6年 9月下旬	第1回選定委員会（応募要領等決定）										
令和6年10月10日	公募（プロポーザル説明書の配付）										
令和6年11月中旬	第2回選定委員会（書類審査）										
令和7年 1月中旬	第3回選定委員会（プレゼンテーションによる事業者選定）										
令和7年 6月	委託業務開始										

# 区民委員会報告資料

令和6年8月20日

件名	ワーク・ライフ・バランス推進事業の見直しについて						
所管部課名	地域のちから推進部多様性社会推進課						
内容	<p>ワーク・ライフ・バランス（以下、「WLB」という。）推進事業については、現行の認定制度導入から10年以上が経過しており、運用上見えてきた課題の整理とともに見直しを行っている。</p> <p>令和5年度には現行の「認定制度」から「登録制度」への変更を検討したが、以下の理由から「登録制度」の運用は実施せず、支援事業のみの新たな運用に切り替えることを検討していく。</p> <p><b>1 現行の認定制度の課題と見直しの理由</b></p> <p>(1) 現在の認定手法（企業へのヒアリング・法的書類審査等）のみでは、実態が伴っていないにもかかわらず、区契約における加点取得目的で応募した企業の3つ星認定を除くことができない。</p> <p>(2) 認定企業でなくてもWLBに取り組んでいる企業もある。</p> <p>(3) 多様で柔軟な働き方を実現するためにWLBの推進は引き続き必要であり、認定企業に限定したサービス提供ではなく、幅広くWLBに取り組む区内企業全体を対象に支援をしていく必要がある。</p> <p><b>2 見直しの経過</b></p> <p>(1) 認定制度の再構築を図ったが、提出書類や審査基準が煩雑となり企業側の負担が過大となるため、手続きを簡素化した登録制度の検討に切り替えた。</p> <p>(2) 区が取組内容の確認や審査をしないセルフチェックによる登録制度を検討したが、企業の実態とチェック内容に乖離が生じる懸念があった。</p> <p>(3) 事業の実効性を担保するため区が登録基準を設定すると、認定制度と構造的な違いはなくなるとの弁護士の見解から、登録制度の実施は困難と判断した。</p> <p>(4) 認定や登録という「制度」ではなく、WLBに取り組む企業が更に充実した取り組みを進められるような支援の検討に切り替える。</p> <p>(5) これまでの区民委員会での報告経緯</p> <table border="1" data-bbox="456 1839 1386 2092"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年1月18日</td> <td>認定制度に代わる登録制度の検討について</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月16日</td> <td>登録制度の具体案（セルフチェック方式等）について</td> </tr> </tbody> </table>	日程	内容	令和6年1月18日	認定制度に代わる登録制度の検討について	令和6年4月16日	登録制度の具体案（セルフチェック方式等）について
日程	内容						
令和6年1月18日	認定制度に代わる登録制度の検討について						
令和6年4月16日	登録制度の具体案（セルフチェック方式等）について						

### 3 今後の方針

- (1) 認定制度について令和6年度からは新規募集及び更新は行わず、現行の認定期限をもって制度を終了する。
- (2) 現認定企業は、認定期間終了まで認定を有効とし、現行の応援サービスも継続する。

【参考】現認定企業の状況

認定期間	企業数
令和3年～令和6年11月30日	11社
令和4年～令和7年11月30日	85社
令和5年～令和8年11月30日	32社

- (3) 新たな支援事業については、区内経済団体や現認定企業、社会保険労務士などの意見を参考にしながら検討を進めていく。

### 4 現認定企業に対する周知

現認定企業に対して、次の内容を記した書面（郵送）及び8月下旬の説明会（午後と夜間の2回）において周知する。

- (1) 今後、認定の更新は行わないこと。
- (2) 現在の認定は期限終了まで有効であり、応援サービスも現在の内容のまま継続利用できること。

### 5 現在検討している推進事業（案）

次のポイントに重点を置いて、より実効性のある事業にレベルアップしていく。

- (1) 重点ポイント
  - ア 男性の育休取得と家事・育児促進
  - イ 働き方改革による人材確保・定着
  - ウ 国や都の認定取得を支援
- (2) 主な事業
  - ア 男性の育休取得促進企業に奨励金支給
  - イ 企業向けeラーニング
  - ウ 専門家（社会保険労務士など）派遣
  - エ 職場や家庭の意識改革につながる啓発・PR

### 6 参考（現行のWLB推進企業認定制度の概要）

- (1) 平成21年度開始
- (2) 認定企業数128社（令和6年7月1日現在）
- (3) 認定の流れ

申請 主な提出書類



- ア 取組内容ヒアリングシート（記述式）
- イ 労働関係等の法的書類（就業規則等）

審査

審査内容



ア 区職員による訪問ヒアリング

イ 社労士による一部の労働関係等の法的書類審査

認定

5つの認定分野

①～⑤の取組分野数に応じて★～★★★★のレベル別に認定				
① 経営者の 取組み	② 健康経営	③ 女性活躍	④ 仕事と育 児・介護 等の両立	⑤ 職場環境



※ ★★★★★が最高レベル

応援サービス

★の数に応じて応援サービスを付与

区契約における業者選定時加点(★★★★のみ) 他